

2013.03.01

## 金融円滑化法の終了に伴う金融機関の動向と会計事務所へのお願い

中小企業診断士 佐々木文安

2009年12月に施行された金融円滑化法は、この2013年3月末日をもっていよいよ終了することになりました。この方針を決定する際に、2012年11月1日付金融担当大臣談話として、「(金融機関が)貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、円滑化法の期限到来においても後何ら変わるものではありません」と発表しました。多くの金融機関も同趣旨のことを発言しました。

しかし、今年に入り金融機関の貸付金条件変更先への対応が厳しくなっており、困惑している中小企業が増加しています。これを受けて多くの行政機関が相談窓口を設置するまでになりました。

そこで、会計事務所の先生方には、営業基盤を守るためにも、困惑している顧問先の早期発見に努め、次のようなご支援をお願いいたします。

## 1. 経営改善計画作成済であるが、実効があがっていない顧問先への支援

従来の金融検査では、貸出条件の緩和を行っても実現可能性の高い抜本的な経営再建計画があれば、貸出条件緩和と債権に該当しないという取り扱いを行ってきました。金融円滑化法を踏まえた金融庁の指針では、この抜本的な経営再建計画について「概ね3年後に正常先」が「概ね5年(5年~10年で計画通りに進捗している場合も含む)後に正常先」に緩和されました。ただし、計画通りに取り組まれていることが条件です。

このことから、経営改善計画を策定し債務者区分をワンランクアップされている先については、「計画通り」の取り組みができていのかどうか問題となります。「計画通り」とは、売上高と利益で8割以上達成している場合をいいます。

顧問先で「計画」を策定していても達成状況が8割に至っていない先については、取組状況について抜本的な見直しが必要となります。この見直しについて会計事務所がご支援をして頂きたいと思えます。

## 2. 経営改善計画未作成の顧問先への支援

金融円滑化法を踏まえた金融庁の検査・監督上の措置として、「経営改善計画を作っていない先で貸付条件の変更を行っても、「計画」を1年以内に策定できる見込みがある場合は「計画」がある場合と同様に扱い、不良債権として取り扱わない」としてきました。これは金融円滑化法が終了しても変わりません。

しかし、中小企業の中には条件変更を受けていながら「計画」策定がなかなか前に進まず、このままでは「計画」がある場合に該当なくなってしまう。このような事態を避けるため、中小企業庁としては「経営革新等支援機関」を認定し「計画」策定を支援する策を進めています。

顧問先で「計画」未策定の先があった場合は、会計事務所がもっとも実態を把握していると思えますので、「計画」策定のご支援をして頂きたいと思えます。

## 3. 金融機関交渉が苦手な顧問先への支援

金融機関との交渉を苦手としている経営者が多数おられます。また、金融機関との交渉には、直近の実態を反映した会計資料が欠かせませんが、作成していない先も少なくありません。

このような顧問先については、金融機関との交渉に同席するなどしてコミュニケーションが円滑に図れるようなご支援を、また会計資料の作成については、月次決算作成に必要な資料の早期提出を働きかけるなどのご支援をして頂きたいと思えます。

以上

経営改善計画の策定や経営改善計画の実のある取組みについて、詳しくお知りになりたい会計事務所がありましたら、企業再生支援チームまでご連絡下さい。

お問い合わせは「ビジネス会計人クラブ・事務局」へお願いいたします。

B. A. C 『企業再生・整理・再起』支援チーム <http://kigyo-saisei.seesaa.net/>

リスクカウンセラー 細野孟士/中小企業診断士 佐々木文安/弁護士 安達一彦  
司法書士 星野文仁/司法書士 原内直哉/社会保険労務士 川端重夫/税理士 宮森俊樹/弁理士 酒井俊之